

## 令和3年度被扶養者（家族）の健康保険資格調査 課税（非課税）証明書の添付省略について

現在実施しております被扶養者（家族）の健康保険資格調査については調査対象のご家族様の「課税（非課税）証明書」の添付が必要とご案内をしているところですが、最近の新型コロナウイルス感染症による感染状況や緊急事態宣言・まん延防止等重点措置などにより外出を控えているため該当書類を入手できない場合は、今年度に限り調査票への添付を省略することを可能とさせていただきます。

ただし、「課税（非課税）証明書」の添付を省略される場合は「理由書」が必要となりますので、調査票に下記収入確認書類を添付しご提出くださいますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1. 現在収入がある方

##### ○理由書と収入確認書類

収入確認書類については調査票の「同封の返信用封筒に入れるもの」や記入例の「記入・計算方法」をご確認ください

#### 2. 現在収入がない方

##### ①令和2年1月以降に働いたことがあるが、現在退職している方

○理由書と退職日の分かる書類（退職証明書または退職日の記載がある源泉徴収票など）

##### ②令和2年1月以降から現在まで働いていない方

○理由書のみ

#### 理由書の記載事項

①タイトル「理由書」 ②保険証記号番号 ③被保険者氏名・印 ④住所 ⑤被扶養者氏名

⑥課税（非課税）証明書の添付を省略する理由

「コロナ禍により外出を控えているため、課税（非課税）証明書を提出できません」

⑦収入について

現在収入がある方は収入についての文言は不要です。ただし、収入が年金のみの方や現在収入がない方は、収入についての文言をご記載ください

（収入が年金のみの場合）

「現在収入は年金のみです。今後働き始め収入が限度額を越えた場合脱退します」

（現在収入がない方）

「現在収入はありません。今後働き始め収入が限度額を越えた場合脱退します」

⑧作成年月日

以上

※理由書は任意フォーマットにて必要事項を記載ください。

※今後、宣言や措置が解除された際などには「課税（非課税）証明書」のご提出を依頼する場合がございます。その際はご協力をお願いいたします。